

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率などの見直し～

□ 保険料の軽減

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます

①均等割の軽減 世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	⇒	平成28年度 軽減後均等割額	前年度との 比較
33万円かつ被保険者全員が所得0 (年金収入のみの場合受給額80万円以下)	9割軽減	⇒	4,980円	約200円減
33万円	8.5割軽減	⇒	7,471円	約300円減
33万円+(26万5,000円×世帯の被保険者数)	5割軽減	⇒	24,904円	約800円減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	⇒	39,847円	約1,300円減

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

□ 年間保険料額の例

● 単身世帯の場合

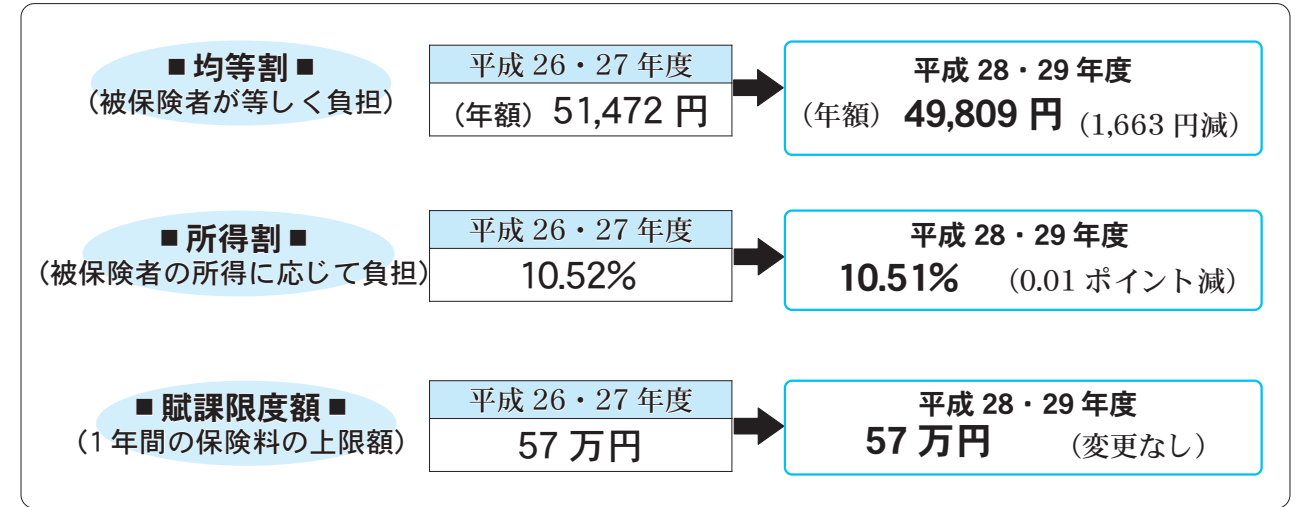
年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成 28年度	前年度比
80万円	9割	—	4,900円	200円減
153万円	8.5割	—	7,400円	300円減
168万円	8.5割	5割	15,300円	300円減
194万円	5割	5割	46,400円	900円減
194.5万円	5割	5割	46,700円	16,300円減
211万円	2割	5割	70,300円	1,300円減
215万円	2割	—	105,000円	1,400円減
216万円	2割	—	106,000円	11,700円減

● 夫婦二世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成 28年度	前年度比
80万円	夫妻	9割	—	4,900円	200円減
153万円	夫妻	8.5割	—	7,400円	300円減
168万円	夫妻	8.5割	5割	15,300円	300円減
211万円	夫妻	5割	—	24,900円	800円減
220万円	夫妻	5割	—	24,900円	800円減
221万円	夫妻	5割	—	24,900円	16,200円減
262万円	夫妻	2割	—	154,400円	1,400円減
264万円	夫妻	2割	—	156,500円	11,700円減

□ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成28年・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。



□ 均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成27年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(47万円×世帯の被保険者数)



平成28年度から

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万5,000円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(48万円×世帯の被保険者数)

保険料の計算方法(平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 49,809円 (1人当たりの額)	+	所得割 (加入者の所得に応じた額) (所得-33万円) × 10.51% (所得=平成27年中)	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

平成28年度の個人の保険料額は、7月に個別にお知らせします

■ 問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)

福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)